

新旧対照表

新	旧								
<p style="text-align: center;">輸出申告書（C-5010）</p> <p>< 記入上の一般的事項 > 【省略】 < 申告書上段の記載要領 > 申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。 「輸出者住所氏名印」の項には、代理人が申告する場合には輸出者の押印の必要はないが、輸出者が自ら申告する場合は、押印する。 <u>「仕向人住所氏名」の項には、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として記載されている者等の外国における取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。</u></p> <p>「申告年月日」は、申告者が申告書を税関に提出する日を記載し、書類不備等の理由により税関において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。 「積載船（機）名」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及び Air Waybill の番号（例えば、J.A.L. 5000111）を記載する。 「仕向地」の項には、輸出貨物とその取引において、最終的に仕向けられる場所を記載する。 <u>「蔵置場所」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所を記載する。</u></p> <table border="1" data-bbox="168 858 504 893"> <tr> <td>本船扱</td> <td></td> <td>ふ中扱</td> <td></td> </tr> </table> 欄には、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合に限り、いずれか該当する方に×印を記入する。 「申告番号」欄には、申告者別整理番号、申告月符号を記載する。また、申告書の添付書類の全葉についても、当該申告書の申告者別整理番号をその下端欄外右側余白部分に記載する。 【以下省略】 < 申告書中段の記載要領 > 【省略】 < 申告書下段の記載要領 > 【省略】 <p style="text-align: center;">輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C-5020)</p> <p>輸入申告書等記載要領の共通事項 【省略】</p> <p>輸入（納税）申告書の記載要領 < 申告書上段の記載要領 ></p>	本船扱		ふ中扱		<p style="text-align: center;">輸出申告書（C-5010）</p> <p>< 記入上の一般的事項 > 【省略】 < 申告書上段の記載要領 > 申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。 「輸出者住所氏名印」の項には、代理人が申告する場合には輸出者の押印の必要はないが、輸出者が自ら申告する場合は、押印する。</p> <p><u>「蔵置場所」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所を記載する。</u></p> <p>「申告年月日」は、申告者が申告書を税関に提出する日を記載し、書類不備等の理由により税関において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。 「積載船（機）名」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及び Air Waybill の番号（例えば、J.A.L. 5000111）を記載する。 「仕向地」の項には、輸出貨物とその取引において、最終的に仕向けられる場所を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="1153 858 1489 893"> <tr> <td>本船扱</td> <td></td> <td>ふ中扱</td> <td></td> </tr> </table> 欄には、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合に限り、いずれか該当する方に×印を記入する。 「申告番号」欄には、申告者別整理番号、申告月符号を記載する。また、申告書の添付書類の全葉についても、当該申告書の申告者別整理番号をその下端欄外右側余白部分に記載する。 【以下省略】 < 申告書中段の記載要領 > 【省略】 < 申告書下段の記載要領 > 【省略】 <p style="text-align: center;">輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C-5020)</p> <p>輸入申告書等記載要領の共通事項 【省略】</p> <p>輸入（納税）申告書の記載要領 < 申告書上段の記載要領 ></p>	本船扱		ふ中扱	
本船扱		ふ中扱							
本船扱		ふ中扱							

新旧対照表

新	旧																				
<p>申告種別符号欄には、該当する符号の右の枠内に×印を記入する。 (注)略号符号の意義は、次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>IC……直輸入</td> <td>RE - IMP……再輸入</td> </tr> <tr> <td>IS……蔵入れ</td> <td>ISW……蔵出輸入</td> </tr> <tr> <td>IM……移入れ</td> <td>IMW……移出輸入</td> </tr> <tr> <td>IA……総保入れ</td> <td>IAC……総保出輸入</td> </tr> <tr> <td>BP……許可前引取</td> <td>IBP……輸入許可前引取貨物の輸入</td> </tr> </table> <p>「申告年月日」欄には、申告書が受付担当職員のもとに提出される日付を記載する。ただし、書類不備等の理由により受付担当職員が申告書を返還したときは、当該申告書の補正後改めて提出された日とする。</p> <p>「あて先」欄には、申告書を提出する税関官署の長の名称(例えば、〇〇税関〇〇出張所長)を記載する。</p> <p>「仕出人住所氏名」欄には、輸入される貨物に係る仕入書に荷送人等として記載されている者等の外国における取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「船(取)卸港」欄には、当該申告に係る貨物が船(取)卸される港名又は空港名を記載する。</p> <p>「原産地」欄には、関税法基本通達 68 - 3 - 5 (原産地の認定基準)による原産地を記載する。ただし、統計基本通達 6 - 2 (1) (内国産貨物)に定められた再輸入の場合には、積出国を括弧書で併記する。</p> <p>「積出地」欄には、船舶又は航空機に積まれた場所を記載する。</p> <p>「船荷証券番号」欄には、船荷証券(船荷証券のない場合には、積荷目録)又は Air Waybill の番号を記載する。ただし、貨物が保税運送後、蔵(移・総保)入れ若しくは輸入申告されるもの又は蔵(移・総保)入れ後輸入申告されるものである場合には、当該保税運送承認書又は蔵(移・総保)入承認書の番号を記載する。</p> <p>「蔵置場所(都道府県名)」欄には、現に貨物を蔵置している場所(例えば保税蔵置場の名称)及び当該蔵置場所が所在する都道府県名を記載する。ただし、当該蔵置場所が他所蔵置場所、本船、はしけなどの保税地域以外の場所である場合には、「都道府県名」欄には、本関が所在する都道府県名を記載する。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いの場合には本船扱い又はふ中扱いを受けようとする場所等(例えば、本船扱いにあつては接岸岸壁名、ふ中扱いにあつては、はしけだまりの名称及びはしけ名(2隻以上の場合には、「〇〇丸ほか〇〇隻」))を記載する。</p> <p>「蔵入、移入又は総保入先」欄には、蔵入れ、移入れ又は総保入れの承認申請の場合にのみ記載するものとし、蔵入れ若しくは移入れしようとする保税蔵置場若しくは保税工場</p>	IC……直輸入	RE - IMP……再輸入	IS……蔵入れ	ISW……蔵出輸入	IM……移入れ	IMW……移出輸入	IA……総保入れ	IAC……総保出輸入	BP……許可前引取	IBP……輸入許可前引取貨物の輸入	<p>申告種別符号欄には、該当する符号の右の枠内に×印を記入する。 (注)略号符号の意義は、次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>IC……直輸入</td> <td>RE - IMP……再輸入</td> </tr> <tr> <td>IS……蔵入れ</td> <td>ISW……蔵出輸入</td> </tr> <tr> <td>IM……移入れ</td> <td>IMW……移出輸入</td> </tr> <tr> <td>IA……総保入れ</td> <td>IAC……総保出輸入</td> </tr> <tr> <td>BP……許可前引取</td> <td>IBP……輸入許可前引取貨物の輸入</td> </tr> </table> <p>「申告年月日」欄には、申告書が受付担当職員のもとに提出される日付を記載する。ただし、書類不備等の理由により受付担当職員が申告書を返還したときは、当該申告書の補正後改めて提出された日とする。</p> <p>「あて先」欄には、申告書を提出する税関官署の長の名称(例えば、〇〇税関〇〇出張所長)を記載する。</p> <p>「蔵置場所(都道府県名)」欄には、現に貨物を蔵置している場所(例えば保税蔵置場の名称)及び当該蔵置場所が所在する都道府県名を記載する。ただし、当該蔵置場所が他所蔵置場所、本船、はしけなどの保税地域以外の場所である場合には、「都道府県名」欄には、本関が所在する都道府県名を記載する。</p> <p>なお、本船扱い又はふ中扱いの場合には本船扱い又はふ中扱いを受けようとする場所等(例えば、本船扱いにあつては接岸岸壁名、ふ中扱いにあつては、はしけだまりの名称及びはしけ名(2隻以上の場合には、「〇〇丸ほか〇〇隻」))を記載する。</p> <p>「船(取)卸港」欄には、当該申告に係る貨物が船(取)卸される港名又は空港名を記載する。</p> <p>「原産地」欄には、関税法基本通達 68 - 3 - 5 (原産地の認定基準)による原産地を記載する。ただし、統計基本通達 6 - 2 (1) (内国産貨物)に定められた再輸入の場合には、積出国を括弧書で併記する。</p> <p>「積出地」欄には、船舶又は航空機に積まれた場所を記載する。</p> <p>「船荷証券番号」欄には、船荷証券(船荷証券のない場合には、積荷目録)又は Air Waybill の番号を記載する。ただし、貨物が保税運送後、蔵(移・総保)入れ若しくは輸入申告されるもの又は蔵(移・総保)入れ後輸入申告されるものである場合には、当該保税運送承認書又は蔵(移・総保)入承認書の番号を記載する。</p> <p>「蔵入、移入又は総保入先」欄には、蔵入れ、移入れ又は総保入れの承認申請の場合にのみ記載するものとし、蔵入れ若しくは移入れしようとする保税蔵置場若しくは保税工場</p>	IC……直輸入	RE - IMP……再輸入	IS……蔵入れ	ISW……蔵出輸入	IM……移入れ	IMW……移出輸入	IA……総保入れ	IAC……総保出輸入	BP……許可前引取	IBP……輸入許可前引取貨物の輸入
IC……直輸入	RE - IMP……再輸入																				
IS……蔵入れ	ISW……蔵出輸入																				
IM……移入れ	IMW……移出輸入																				
IA……総保入れ	IAC……総保出輸入																				
BP……許可前引取	IBP……輸入許可前引取貨物の輸入																				
IC……直輸入	RE - IMP……再輸入																				
IS……蔵入れ	ISW……蔵出輸入																				
IM……移入れ	IMW……移出輸入																				
IA……総保入れ	IAC……総保出輸入																				
BP……許可前引取	IBP……輸入許可前引取貨物の輸入																				

新旧対照表

新	旧
<p>又は総保入れしようとする貨物施設（関税法基本通達 62 の 8 - 1 (1)に規定する貨物施設をいう。）の所在地（都市名）及び名称を記載する。なお、1 申請で蔵入先、移入先又は総保入先が 2 か所以上ある場合はすべて記載する。</p> <p>【以下省略】</p> <p>< 申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領 > 【省略】</p> <p>< 申告書の中段のうち、内国消費税等に関する欄（印のある欄）の記載要領 > 【省略】</p> <p>< 申告書下段の記載要領 > 【省略】</p> <p>その他輸入申告書等の記載要領等 【省略】</p>	<p>又は総保入れしようとする貨物施設（関税法基本通達 62 の 8 - 1 (1)に規定する貨物施設をいう。）の所在地（都市名）及び名称を記載する。なお、1 申請で蔵入先、移入先又は総保入先が 2 か所以上ある場合はすべて記載する。</p> <p>【以下省略】</p> <p>< 申告書の中段のうち、関税に関する欄の記載要領 > 【省略】</p> <p>< 申告書の中段のうち、内国消費税等に関する欄（印のある欄）の記載要領 > 【省略】</p> <p>< 申告書下段の記載要領 > 【省略】</p> <p>その他輸入申告書等の記載要領等 【省略】</p>

新旧対照表

新	旧
<p>海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(蔵関第 801 号)</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 外国貿易船等の入出港関係</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 貨物の積卸し</p> <p>(卸コンテナリストの提出)</p> <p>3 - 6 卸コンテナリストを提出しようとする者(以下この項において「提出者」という。)が、海上システムを使用して卸コンテナリストの提出を行う場合は、船舶コード、船卸港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること(以下この項において「卸コンテナ情報登録」という。)により、又は次項の規定による船卸確認の登録を行う際に卸コンテナリスト情報登録を併せて行う旨入力し、送信することにより行わせるものとする。この場合において、卸コンテナリストを提出する税関官署の保税担当部門に「卸コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「卸コンテナリスト提出情報」(別紙様式 M - 125 号)を出力することができる。また、<u>卸コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸入許可となり、提出者に「卸コンテナ輸入許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナ輸入許可通知書」(別紙様式 M - 266 号)を出力することができる。</u></p> <p>(積コンテナリストの提出)</p> <p>3 - 9 積コンテナリストを提出しようとする者(以下この項において「提出者」という。)が、海上システムを使用して積コンテナリストの提出を行う場合は、積載予定船舶コード、積出港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること(以下この項において「積コンテナ情報登録」という。)により行わせるものとする。この場合において、積コンテナリストの提出を行う税関官署の保税担当部門(以下この節において「保税担当部門」という。)に「積コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「積コンテナリスト提出情報」(別紙様式 M - 126 号)を出力することができる。また、<u>積コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸出許可となり、提出者に「積コンテナ輸出許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可通知書」(別紙様式 M - 267 号)を出力することができる。</u></p>	<p>海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(蔵関第 801 号)</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 外国貿易船等の入出港関係</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 貨物の積卸し</p> <p>(卸コンテナリストの提出)</p> <p>3 - 6 卸コンテナリストを提出しようとする者(以下この項において「提出者」という。)が、海上システムを使用して卸コンテナリストの提出を行う場合は、船舶コード、船卸港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信すること(以下この項において「卸コンテナ情報登録」という。)により、又は次項の規定による船卸確認の登録を行う際に卸コンテナリスト情報登録を併せて行う旨入力し、送信することにより行わせるものとする。この場合において、卸コンテナリストを提出する税関官署の保税担当部門に「卸コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「卸コンテナリスト提出情報」(別紙様式 M - 125 号)を出力し、また、提出者に「卸コンテナ輸入許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「卸コンテナ輸入許可通知書」(別紙様式 M - 266 号)を出力することができる。</p> <p>(積コンテナリストの提出)</p> <p>3 - 9 積コンテナリストを提出しようとする者(以下この項において「提出者」という。)が、海上システムを使用して積コンテナリストの提出を行う場合は、積載予定船舶コード、積出港コード及び保税地域コード等を海上システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。この場合において、積コンテナリストの提出を行う税関官署の保税担当部門(以下この節において「保税担当部門」という。)に「積コンテナリスト提出情報」が配信されるので、「積コンテナリスト提出情報」(別紙様式 M - 126 号)を出力し、また、提出者に「積コンテナ輸出許可通知情報」が配信されるので、当該提出者は、「積コンテナ輸出許可通知書」(別紙様式 M - 267 号)を出力することができる。</p>